

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

介護保険料が見直しされました

高齢者の保健・福祉・介護などの施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成30年度を初年度とする3カ年計画「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保険料の見直しを行いました。

問合せ先

役場健康福祉課
■47-5021

第7期計画がスタート

介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして平成12年度にスタートし、19年目を迎えています。

3年ごとに事業計画を見直すこととなっている介護保険制度。町では平成30年3月、第7期となる「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しました(以下、第7期計画)。計画期間は平成30年4月から平成33年3月までです。

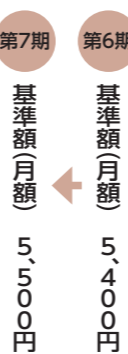
介護給付費の負担割合

介護保険制度は3年間を一つの計画期間とし、その間に必要な保険給付費を見込み

上の人(第1号被保険者)が23%、40~64歳の人(第2号被保険者)が27%と、40歳以上の全国民で支える仕組みになっています。

65歳以上の人の保険料

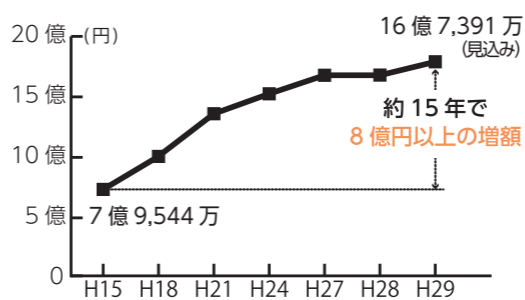
今回、第7期計画(平成30~32年度)の3年間における必要な介護保険料の算定を行った結果、次のとおりとなりました(左ページ表1参照)。



このように、65歳以上の人の介護保険料は、第6期保険料と比較して上昇させるを得ない状況となりました。この

定しました。介護の必要人が増え続ける中、要介護状態となることを予防する取り組みや、介護が必要になっても安心して地域で生活を続けていくことができるような体制の充実を図っていきます。

町の介護保険給付費(年額)の推移



Q. 保険料はどのように上がるの?

A. 介護保険料は今後3年間の介護サービスがどのくらい必要になるか試算して決めています。現状、高齢者の増加や介護サービスの費用が増加していることから、保険料も増加しています。

Q. 保険料は今後も上がる?

A. 高齢者がさらに増え、要介護(要支援)認定者やサービス費用の増加などが続いた場合、平成37年には介護保険料の基準額が月額7,080円になると推計されています。

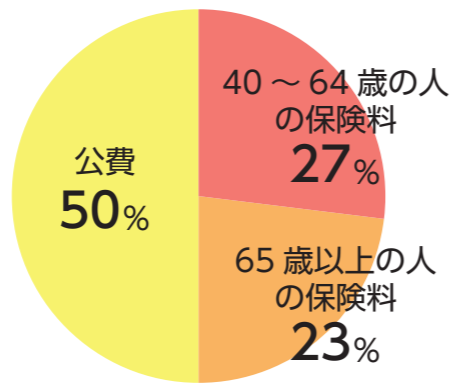
Q. 保険料を上げないために具体的にはどうすればいいの?

A. できるだけ介護サービスを使わずに、元気で自立した生活を送ることが重要です。そのためには、元気なうちからの習慣や取り組みが大切です。町では運動や食事、頭の体操など介護予防についての教室を各種開催しています。また、邑助けネットワークでは助け合いの仕組みづくりをしています。まずは教室や勉強会に参加してみませんか(左ページ参照)。



※要介護認定者には、要支援認定者数を含む。

町の介護給付費の財源内訳



ながら、その費用を賄うための介護保険料を設定しています。費用負担割合は法律で定められており、国・県・町による公費負担が50%、65歳以

要因として次のことが挙げられます。

- ①高齢者人口増加に伴う要介護(要支援)認定者と介護サービスの利用者の増加
- ②国の制度改正による65歳以上の(第1号被保険者)の負担割合が増加(22%→23%)

ただし、低所得(第1段階)の人については、別枠で公費による保険料の軽減を行う配慮をしています。

安心して、地域で生活を

第7期計画は、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を見据えた中長期的な視野で策

表1 ■第1号被保険者の保険料(月額)

| 所得段階 | 所得などの条件 | 割合 | 保険料 |
|------|---|-----------|--------|
| 1 | 生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.50 | 2,750円 |
| 2 | 本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.75 | 4,125円 |
| 3 | 本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 4,125円 |
| 4 | 本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下かつ世帯に町民税課税者がいる人 | 基準額×0.90 | 4,950円 |
| 5 | 本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え、かつ世帯に町民税課税者がいる人 | (基準額)1.00 | 5,500円 |
| 6 | 本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.20 | 6,600円 |
| 7 | 本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.30 | 7,150円 |
| 8 | 本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.50 | 8,250円 |
| 9 | 本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上の人 | 基準額×1.70 | 9,350円 |

※低所得者(第1段階)には、保険料の軽減を公費で行います。基準額×0.45としています。

「お互いさま」の地域づくりのために勉強会を開催します

邑助けネットワークでは、より身近な地域で話し合う場の設置に向け、小学校区ごとに勉強会を実施します。身近な問題や助け合いの仕組みづくりについて一緒に考えてみませんか。

【高島小地区】
期日 5月13日◎
時間 午前10時~11時30分
会場 邑楽町福祉センター寿荘

【長柄小地区】
期日 5月16日◎
時間 午後6時~7時30分
会場 長柄公民館

【中野小地区】
期日 5月20日◎
時間 午後2時~3時30分
会場 邑楽町公民館

※中野東小地区は4月に実施しました。
※お住まいの地区以外の勉強会にも参加できます。
問合せ先 役場健康福祉課■47-5021

誰もが気軽に話せる憩いの場 オレンジカフェまがたまの里

認知症の人やその家族、地域の人など誰もが自由に参加できる場を提供しています。

期日 5月16日◎、6月20日◎
時間 午後2時~3時30分
会場 特別養護老人ホームまがたまの里
地域交流ホール(狸塚1040-1)
参加費 100円(飲み物代、お茶菓子代)
問合せ先 町地域包括支援センター■80-9300
特別養護老人ホームまがたまの里■89-0011

よりよい制度づくりを目指して 介護保険運営協議会委員募集

町では、よりよい介護保険制度の実現に向けて、介護保険運営協議会の委員を募集します。

対象 町内在住の20歳以上で介護保険制度に関心のある人
募集人数 3人
内容 会議への参加(年3回程度)など
任期 3年(平成30~32年度)
応募方法 次の2点を直接または郵送で申し込む
①応募申込書
※申込書は役場健康福祉課にあります。
②作文(200字程度・様式自由・テーマ「高齢者の社会参加について」)
※郵送の場合は当日消印有効。
応募締切 6月29日◎
申込・問合せ先 役場健康福祉課■47-5021



撮影協力: デイサービスあいの(狸塚)、日比野宗一郎さん(谷中蛭沼・11区)